ハ　建設協力金については、「八　貸付金」に準じて評定する。なお、無利息等一般の貸付金と条件が異なる場合には、建設協力金に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定することができる。

ニ　差入保証金については、「八　貸付金」に準じて評定する。

ホ　ゴルフ会員権等については、会員権相場のあるゴルフ会員権等は、相場による価額により評定する。会員権相場のないゴルフ会員権等は、入会金等に相当する部分は評定額は零とし、預託保証金に相当する部分は額面金額から貸倒見積額を控除した額により評定する。

ヘ　貸倒見積額は預託先の信用状況、経営状況等を考慮して見積もる。

ト　保険積立金については、評定時点において解約したと想定した場合の解約返戻金相当額により評定する。

十八　繰延資産については、原則として評定額は零とする。

十九　繰延税金資産及び繰延税金負債については、原則として、繰延税金資産及び負債に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定する。この場合、事業再生計画の内容等に基づき回収可能性について特に慎重に判断する。なお、一時差異等の認識に当たっては、本評定基準による資産及び負債の評定額と課税所得計算上の資産及び負債の金額の差額を一時差異とみなすものとする。

二十　裏書譲渡手形及び割引手形については、割引手形買戻債務等を認識して負債計上し、見返勘定として回収見込額を手形遡及権として資産に計上する。又は、割引手形買戻債務等から回収見込額を控除した額を債務保証損失引当金として負債に計上する。

二十一　貸倒引当金

イ　個別引当の設定対象となった債権について、本基準に基づき別途評定が行われているときは、当該債権についての貸倒引当額を取り崩す。

ロ　一般引当の設定対象となった債権について、本基準に基づき別途評定が行われているときは、当該債権についての貸倒引当相当額を取り崩す。

二十二　退職給付引当金

イ　退職給付に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して設定するが、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異については評定時に認識して計上又は取り崩す。

ロ　退職が見込まれる従業員がある場合には支給予定額を計上する。

ハ　中小企業等で合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難である場合には、退職給付に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して簡便な方法を用いることができる。

二十三　その他の引当金

イ　引当金の設定対象となる資産及び負債について本基準に基づき評定が行われているときは、関連する引当金の額の見直しを行う。

ロ　関係会社の整理又は余剰人員の整理等事業再構築等に要する費用の見積額で、他の資産等の評定額に反映されていない額は事業再生計画に基づき「関係会社支援損失引当金」「事業再構築引当金」等の名称により引当金を計上する。

二十四　保証債務等

イ　保証債務については、保証債務の総額を負債として計上し、同額の求償権を資産に計上し貸倒見積額を控除する。貸倒見積額は主債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の求償権の回収見積額を控除した額とする。

又は、保証債務の総額から求償権の回収見積額を控除した額を債務保証損失引当金として負債に計上する。

ロ　評定基準日後に保証を履行し、又は保証履行を請求されている保証債務が存在する場合にも、イと同様に評定する。

ハ　他の債務者の債務の担保として提供している資産がある場合等で、当該資産について担保権が実行される可能性が高い場合についても、保証債務に準じて評定する。

二十五　デリバティブ取引

イ　市場価格又はこれに準じて合理的に算定された価額により評定する。

ロ　ヘッジ取引については、ヘッジ対象資産及び負債について本基準に基づき評定した場合には、ヘッジ手段であるデリバティブ取引についても本基準に基づき評定する。

ハ　複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を一体として評定単位とすることが適当な場合には一体のものとして評定する。

二十六　法人格の継続を前提とした自らの事業に関するのれんについては、「十四　無形固定資産」ののれんに準じて、評定基準日において個別に明確に算定することができるものに限って評定することができ、それ以外の評定額は零とする。

二十七　その他

イ　本基準に定めのない資産及び負債項目については、「二　評定の原則」に従って合理的な評定方法を採用するものとする。

ロ　本基準に定めのないその他の合理的な評定方法がある場合には、その他の合理的な評定方法を用いることができるものとする。その場合には、その他の合理的な評定方法の内容及び採用した理由を明記するものとする。

ハ　「一　目的」に照らして、重要性に乏しいと判断した資産及び負債については、本基準と異なる簡便的な評定方法を用いることができるものとする。簡便的な評定方法を用いた場合には、重要性の基準値及び簡便的な評定方法の内容を明記するものとする。

○経済産業省告示第十号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、次に掲げる告示を廃止する。

平成二十六年一月十七日　経済産業大臣　茂木　敏充

一　情報サービス業の活力の再生に向けた基本指針（平成十九年経済産業省告示第二百七号）

二　ゲームソフトウェア業の活力の再生に向けた基本指針（平成十九年経済産業省告示第二百八号）

三　事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項（平成二十年経済産業省告示第二十九号）

四　プラントエンジニアリング業の活力の再生に向けた基本指針（平成二十年経済産業省告示第百七十二号）

五　総合商社の活力の再生に向けた基本指針（平成二十年経済産業省告示第百八十三号）

六　自動車（新車）販売業の活力の再生に向けた基本指針（平成二十年経済産業省告示第百八十四号）

七　プラントメンテナンス業の活力の再生に向けた基本指針（平成二十年経済産業省告示第二百三十一号）

八　事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第一項第一号の資産評定に関する基準（平成二十年経済産業省告示第二百五十七号）

九　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十一項第一号の資源制約対応製品を指定する件（平成二十一年経済産業省告示第二百十五号）

十　株式会社産業革新機構支援基準（平成二十一年経済産業省告示第二百十六号）

十一　鉄鋼産業の活力の再生及び事業の革新に向けた基本指針（平成二十三年経済産業省告示第百八十三号）

附　則

この告示は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇五―八五〇一　東京都港区虎ノ門四―二―四　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五六六円（本体二、五三〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）　（配送料別）
第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日